



発行 新潟県

第 60 号

令和元年11月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

32 新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

告 示

- 678 県税の納期限等の延長（税務課）
- 679 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 680 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 681 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 682 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 683 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 684 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 685 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 686 換地処分（農地整備課）
- 687 令和元年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 688 道路の区域変更（道路管理課）
- 689 道路の供用開始（道路管理課）
- 690 道路の区域変更（道路管理課）
- 691 道路の供用開始（道路管理課）
- 692 道路の区域変更（道路管理課）
- 693 道路の供用開始（道路管理課）
- 694 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）

選挙管理委員会規程

7 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果公表（監査委員事務局）

公安委員会規則

8 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）



新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第32号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(通報)</p> <p>第4条 知事は、1級建築士、2級建築士又は木造建築士が法第7条第2号若しくは第3号、法第9条第1項第4号又は法第10条第1項各号のいずれかに該当するに至つたときは、1級建築士については国土交通大臣に、2級建築士又は木造建築士については免許を与えた都道府県知事に、その事実を通報するものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第5条 法第4条第2項又は第3項の規定によつて2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第10条 法第8条の2の規定による2級建築士又は木造建築士に係る届出は、別記第5号様式による届に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 法第8条の2第1号に掲げる場合に該当することとなつたとき 免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>(2) 法第8条の2第2号に掲げる場合に該当することとなつたとき 免許証又は免許証明書、確定判決書の写し及び事件の概要を記載した書面</p> <p><u>(3) 法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する</u></p>	<p>(通報)</p> <p>第4条 知事は、1級建築士、2級建築士又は木造建築士が法第7条第2号、<u>第3号若しくは第4号</u>、法第9条第1項第4号又は法第10条第1項各号のいずれかに該当するに至つたときは、1級建築士については国土交通大臣に、2級建築士又は木造建築士については免許を与えた都道府県知事に、その事実を通報するものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第5条 法第4条第2項又は第3項の規定によつて2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、<u>戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しないことを証明する登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第10条 法第8条の2の規定による2級建築士又は木造建築士に係る届出は、別記第5号様式による届に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 法第8条の2第1号又は第2号に掲げる場合に該当することとなつたとき 免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>(2) 法第8条の2第3号に掲げる場合に該当することとなつたとき 免許証又は免許証明書、確定判決書の写し及び事件の概要を記載した書面</p>

こととなつたとき 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

- 2 2級建築士又は木造建築士が失踪宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪の届出義務者は、失踪宣告の日から30日以内に、別記第5号様式による届に免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 2級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、別記第6号様式による申請書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該2級建築士又は木造建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該2級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

（免許の取消し等の処分のお知らせ）

第24条 知事は、県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項若しくは第2項の規定により2級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により2級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を県指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

別記

第1号様式（第5条関係）

- 2 2級建築士又は木造建築士が失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失そうの届出義務者は、失そう宣告の日から30日以内に、別記第5号様式による届に免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 2級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、別記第6号様式による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消の通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

（免許の取消し等の処分のお知らせ）

第24条 知事は、県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により2級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により2級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を県指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

別記

第1号様式（第5条関係）

2 級 木造建築士免許申請書 (略)	
2 級 私は、木造建築士の免許を受けたいので、 <u>本籍の記載のある住民票の写し</u> を添えて申請します。 (略)	(略)
(略)	
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> な い<input type="checkbox"/> (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 <u>精神の機能の障害により2級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。</u> はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/>
(略)	
第5号様式 (第10条関係)	
2 級 死 亡 等 木造建築士失踪宣告届 (略)	
備考	
1・2 (略)	
3 違反した法令の規定欄及び刑の確定した年月日欄は、 <u>建築士法第8条の2第2号</u> の規定による届出の場合のみ記載してください。	

2 級 木造建築士免許申請書 (略)	
2 級 私は、木造建築士の免許を受けたいので、 <u>戸籍謄本(又は戸籍抄本)及び登記事項証明書</u> を添えて申請します。 (略)	(略)
(略)	
欠 格 事 由	1 <u>後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)</u> を受けていますか。 いる<input type="checkbox"/> いない<input type="checkbox"/> 2 <u>禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</u> ある<input type="checkbox"/> な い<input type="checkbox"/> (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)
(略)	
第5号様式 (第10条関係)	
2 級 死 亡 等 木造建築士失そう宣告届 (略)	
備考	
1・2 (略)	
3 違反した法令の規定欄及び刑の確定した年月日欄は、 <u>建築士法第8条の2第3号</u> の規定による届出の場合のみ記載してください。	

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第678号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元年10月12日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付並びに条例第58条第1項後段及び同条第2項の規定による自動車税の環境性能割の納付並びに条例第69条第1項後段及び第69条の2の規定による自動車税の種別割の納付並びに地方税法附則第29条の12第1項に規定する軽自動車税の環境性能割の納付に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

◎新潟県告示第679号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
たんぼぼ介護センター	見附市学校町2丁目1番58号	所在地	見附市嶺崎1丁目1番1号	見附市学校町2丁目1番58号	H25. 4. 1

さくら薬局 燕吉田店	燕市吉田3749	名称	北新調剤薬局 吉田店	さくら薬局 燕吉田店	R1.10.1
二幸介護サービス 柏崎センター	柏崎市茨目1522-1	所在地	柏崎市東本町1-2-16 モーリエ23階	柏崎市茨目1522-1	R1.10.1
鈴懸おはようヘルプ	南魚沼市浦佐5142-1	名称	鈴懸ホームヘルパーステーション	鈴懸おはようヘルプ	R1.11.1
アイン薬局 竹ヶ花店	糸魚川市竹ヶ花526-1	名称	にいがた調剤薬局 糸魚川	アイン薬局 竹ヶ花店	R1.11.1

◎新潟県告示第680号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート長岡	長岡市山田3丁目3番19号	居宅介護支援	R1.8.31
医療法人社団しただ	三条市長野337番地	訪問看護ステーション とんぼ	三条市長野337番地	訪問看護	R1.9.30
医療法人社団しただ	三条市長野337番地	訪問看護ステーション とんぼ	三条市長野337番地	介護予防訪問看護	R1.9.30

◎新潟県告示第681号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1者	榎106番ほか19筆 2.2ha
胎内市	7者	東牧砂子橋下754番10ほか26筆 5.6ha
聖籠町	2者	蓮瀧家ノ前988番4ほか4筆 0.5ha
新潟市	12者	北区内沼丁1020番ほか363筆 31.4ha
三条市	5者	上保内野崎甲893番ほか79筆 8.6ha
燕市	1者	野本村附736番ほか33筆 7.9ha
田上町	1者	田上与五右エ門通丙2221番ほか1筆 0.2ha
長岡市	17者	中条新田3197番ほか163筆 14.2ha
見附市	2者	西今町165番ほか9筆 2.7ha
小千谷市	2者	三仏生浦田4119番5ほか7筆 2.8ha
十日町市	4者	中条戊2935番ほか3筆 0.9ha
津南町	1者	秋成13193番ほか17筆 8.8ha
佐渡市	5者	八幡1794番3ほか37筆 5.1ha
合計	60者	774筆 90.9ha

2 認可年月日

令和元年11月28日

◎新潟県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17号の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年11月29日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事 三条市下大浦1125番地2 横山 正志

就任年月日 令和元年11月12日

2 退任

理事 三条市下大浦1177番地 小浦方 功

退任年月日 令和元年8月31日

◎新潟県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を令和元年11月18日認可した。

令和元年11月29日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり串川頭首工管理規程、魚野川及び登川取水施設（サイホン）管理規程、南魚沼土地改良区魚野川頭首工管理規程、南魚沼土地改良区宇津野頭首工管理規程の変更を認可した。

令和元年11月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 管理規程を変更した者の所在及び名称

南魚沼市六日町949番地6

南魚沼土地改良区

2 認可年月日

令和元年11月21日

3 認可した管理規程の概要

(1) 串川頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

(2) 魚野川及び登川取水施設（サイホン）管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

(3) 南魚沼土地改良区魚野川頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水・放流・およびゲートの操作

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

(4) 南魚沼土地改良区宇津野頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
- 第5章 雑則

◎新潟県告示第685号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
柿谷	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	上越市	平成31年3月25日

◎新潟県告示第686号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、柏崎市を地域とする県営農業用排水施設整備・農用地保全施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業西山内郷地区(上山田換地区)に係る換地処分をした。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第687号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画(令和元年9月20日新潟県告示第440号)を次のとおり変更する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第03-26-1計画区及び第14-17-1計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
新発田市	新発田市の第4計画区及び第5計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第30-1計画区、第30-2計画区及び第31-1計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第14計画区・市街第15計画区・市街第16計画区・市街第17計画区及び中里第1計画区	〃
見附市	見附市の第8-1計画区及び第8-2計画区	〃
村上市	村上市の猿沢(朝日第34計画区)・川端(朝日第35計画区)及び塩谷(神林第34計画区)	〃
燕市	燕市の第42計画区及び第43計画区	〃

糸魚川市	糸魚川市の第24計画区	〃
妙高市	妙高市の新井地域錦町地区（1-1）	〃
阿賀野市	阿賀野市の第37-2計画区・第38計画区及び第39計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第54-1計画区・第37-2計画区・虫野、原虫野再調査計画区・第37-3計画区・第39-1計画区、第78-1計画区及び第40計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第2-1計画区及び第2-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第9-2計画区・第10計画区、第11計画区及び辻又・後山	〃
弥彦村	弥彦村の第39計画区・第40計画区及び第41計画区	〃
田上町	田上町の第6計画区及び第7計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第8計画区・第9計画区及び第10計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第三計画区・第四計画区及び第六計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第107-1計画区・第107-3計画区及び第107-4計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-5計画区・第13-3計画区・第11-6計画区・第14計画区、第15計画区及び第16-1計画区	〃
関川村	関川村の第17計画区・第18計画区・第19計画区・第20計画区及び第22計画区	〃

◎新潟県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北関川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市岩石字岩淵241番1から	新	5.0～22.2メートル	106.9メートル
同市岩石字岩淵242番1まで	旧	5.0～10.0メートル	107.3メートル

◎新潟県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 山北関川線
- 2 供用開始の区間
村上市岩石字岩淵241番1から同市岩石字岩淵242番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月2日

◎新潟県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市上中山字花水甲2745番から	新	8.6～12.8メートル	201.1メートル
阿賀野市折居字花水739番4まで	旧	7.2～10.0メートル	201.1メートル

◎新潟県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
新発田市上中山字花水甲2745番から阿賀野市折居字花水739番4まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月29日

◎新潟県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市上中山字一枚田甲1964番1から	新	8.4～12.4メートル	147.0メートル
同市上中山字一里塚甲2840番まで	旧	7.8～12.4メートル	147.0メートル

◎新潟県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
新発田市上中山字一枚田甲1964番1から同市上中山字一里塚甲2840番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月29日

◎新潟県告示第694号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第7項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和元年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 日時
令和元年12月13日（金）午後7時00分から
- 2 場所
塩沢公民館 講堂
南魚沼市塩沢608番地1
- 3 意見の聴取の事由
下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。
- 4 建築計画の概要
(1) 申請者の住所及び名称
長岡市要町1丁目4-39

株式会社ズキ自販新潟 代表取締役社長 山下 正彦

- (2) 申請地
南魚沼市塩沢字二本柳764番1、760番5
- (3) 主要用途
店舗・自動車修理工場
- (4) 構造・規模
鉄骨造 地上2階
建築面積 1,507.61平方メートル
延べ面積 1,329.04平方メートル

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第7号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	病院の名称	所 在 地	市区町村名	病院の名称	所 在 地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム はるか高町 特別養護老人ホーム あおいの里・長岡	(略) 長岡市高町2- 59-363 長岡市稲葉町820 番地	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム はるか高町	(略) 長岡市高町2- 59-363
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月29日

- 新潟県監査委員 栗 山 和 廣
- 新潟県監査委員 小 林 一 大
- 新潟県監査委員 高 倉 栄
- 新潟県監査委員 高 橋 猛

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
政策課	令和元年 8月21日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
秘書課	令和元年10月 8日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。
国際課	令和元年 9月19日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
財政課	令和元年 8月 5日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。
法務文書課	令和元年 9月20日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	同 上
市町村課	令和元年 9月19日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	同 上
地域政策課	令和元年 9月18日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	同 上
情報政策課	令和元年 8月26日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	同 上
統計課	令和元年10月23日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
税務課	令和元年 9月18日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。
管財課	令和元年 9月20日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
総務事務センター	令和元年10月 8日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県民生活課	令和元年 7月30日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。
消費者行政課	令和元年 7月30日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	(指摘事項) 公益通報の総合窓口として平成29年12月に受領した公益通報について、新潟県公益通報事務処理要領に基づく所定の手続を怠り、通報への対応が約11か月に渡り遅延するという不適切な事案があった。 このことは、公益通報制度に対する県民の信頼を損なうものであり、今後このようなことが生じないよう、再発防止に努められたい。
文化振興課	令和元年 9月20日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
スポーツ課	令和元年10月11日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
男女平等社会推進課	令和元年10月16日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。

震災復興支援課	令和元年9月20日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
環境企画課	令和元年9月10日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
環境対策課	令和元年10月23日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
廃棄物対策課	令和元年10月16日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
防災企画課	令和元年8月26日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 交通事故に関する事項
危機対策課	令和元年9月17日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
消防課	令和元年9月18日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
福祉保健課	令和元年8月26日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(指摘事項) 1 新潟県住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分489件20,235,124円が未納となっていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。 2 新潟ユニゾンプラザデジタル化物品について、物品管理委託簿に登載されていなかった。 物品会計規則に基づいた事務手続を行われたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項
国保・福祉指導課	令和元年10月21日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
基幹病院整備室	令和元年9月20日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
医務薬事課	令和元年9月12日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
医師・看護職員確保対策課	令和元年8月6日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
高齢福祉保健課	令和元年9月19日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
健康対策課	令和元年10月15日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
生活衛生課	令和元年9月20日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
障害福祉課	令和元年9月10日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項

児童家庭課	令和元年 8月20日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>1 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、22,957件117,220,772円が未納となっていた。 件数、金額ともに増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>2 児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、175件5,870,760円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p>
-------	------------	--------	--------------------------------	---

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業政策課	令和元年 8月19日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>1 設備合理化資金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分24件14,137,920円が未納となっていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。</p> <p>2 中小企業支援資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分84件945,120,552円が未納となっていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。</p>
産業振興課	令和元年 9月10日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>物品に係る帳簿及び書類等に関する事項</p>
商業・地場産業振興課	令和元年 8月20日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。
産業立地課	令和元年 9月19日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	同 上
労政雇用課	令和元年 9月19日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	同 上
職業能力開発課	令和元年 9月17日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>
観光局観光企画課	令和元年 8月23日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。
観光局国際観光推進課	令和元年 9月17日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>交通事故に関する事項</p>

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総務課	令和元年 8月22日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>契約及び履行確認に関する事項</p>
地域農政推進課	令和元年 9月18日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。
経営普及課	令和元年 9月19日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分24件51,706,840円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>歳入の収納に関する事項</p>
食品・流通課	令和元年 8月 2日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	適正と認めた。
水産課	令和元年10月30日	平成30年度	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	同 上

漁港課	令和元年10月8日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
治山課	令和元年10月21日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(農地部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農地管理課	令和元年9月20日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
農地計画課	令和元年9月20日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
農地建設課	令和元年10月15日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
農地整備課	令和元年9月19日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
農村環境課	令和元年10月21日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
監理課	令和元年8月6日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
技術管理課	令和元年10月11日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
用地・土地利用課	令和元年11月11日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
道路管理課	令和元年10月25日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
道路建設課	令和元年10月30日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
河川管理課	令和元年8月9日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
河川整備課	令和元年8月21日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(指摘事項) 奥胎内ダムの試験湛水中に、維持流量の放流を行わなかったことに起因して、胎内川で無水区間が生じ大量の魚がへい死する事故が発生した。この事故に関し、事前に策定した試験湛水計画に基づく維持流量の確保対策が課題となっていることを把握していたにもかかわらず、新発田地域振興局地域整備部における検討状況の確認を行わないなど、ダム整備事業の主務課としての業務管理が不十分であった。 今後はこのようなことがないよう、平成30年10月12日付け監第1509号の土木部長通知に基づき、適正な業務執行を徹底されたい。
砂防課	令和元年10月30日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
都市局都市政策課	令和元年10月15日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
都市局都市整備課	令和元年11月11日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 補助金の交付に関する事項

都市局建築住宅課	令和元年11月8日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
都市局下水道課	令和元年10月16日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
都市局営繕課	令和元年10月25日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
港湾振興課	令和元年8月20日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
港湾整備課	令和元年9月17日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
空港課	令和元年8月22日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和元年9月26日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	令和元年8月23日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(指摘事項) 県が管理する板貝川廃川用地については、昭和48年及び49年の災害関連河川改修工事で生じたが、国土調査の修正等が必要なことから廃川告示の進捗が滞り、大部分が農地として無許可により占有される状況で現在に至っている。 しかしながら、当該国土調査については平成27年度までには既に完了しているため、こうした状況が解消されるよう、当該廃川用地に係る登記手続を早急に進めるなど、財産管理を適正に行われたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和元年10月30日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
農村整備部	令和元年10月30日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(指摘事項) 土地改良事業計画の縦覧において、誤って個人情報を含んだ資料を公開したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和元年9月24日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新津地域整備部	令和元年10月25日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
津川地区振興事務所	令和元年11月1日	平成29年度	平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の自家用車による交通事故で相手方に402,460円(県費負担なし)の損害賠償をしたものがあった。 安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和元年7月29日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	令和元年9月26日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
農林振興部	令和元年11月1日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項 補助金の交付に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和元年10月24日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	令和元年9月30日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和元年10月4日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項 交通事故に関する事項
地域整備部	令和元年11月6日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和元年10月18日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	令和元年9月24日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	令和元年10月11日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(指摘事項) 上越東維持管理事務所の所長公舎について、宿 舎管理者として行うべき宿舍台帳の備え付けや入 退去等の手続がされていなかった。 宿舍管理規則に基づいた事務手続を行われた い。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項 県管理施設の維持管理に関する事項
地域整備部 上越東維持 管理事務所	令和元年10月11日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項
直江津港湾事務所	令和元年8月21日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和元年10月15日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	令和元年9月30日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項

(議会事務局・各種委員会)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
議会事務局	令和元年10月28日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
人事委員会事務局	令和元年10月9日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
監査委員事務局	令和元年10月1日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
労働委員会事務局	令和元年10月23日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
総務課	令和元年9月10日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
財務課	令和元年8月6日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
福利課	令和元年8月26日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
生涯学習推進課	令和元年10月1日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
文化行政課	令和元年10月1日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
保健体育課	令和元年9月19日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(運転免許証の更新申請における申請用写真の省略)</p> <p>第24条の3 規則第29条第3項（第29条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法第94条第2項に規定する運転免許証の再交付申請 <u>（亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときに限る。）</u>を併せて行うとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(運転経歴証明書)</p> <p>第24条の5 法第104条の4第5項 <u>（法第105条第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書交付申請書（別記様式第12の2）を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(運転免許証の更新申請における申請用写真の省略)</p> <p>第24条の3 規則第29条第3項（第29条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法第94条第2項に規定する運転免許証の再交付申請を併せて行うとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(運転経歴証明書)</p> <p>第24条の5 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書交付申請書（別記様式第12の2）を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。